

## 答申

### 1 目的外利用が予想される個人情報

(所管課) 企画総務部収税課

#### ア 個人情報の内容

伊賀温泉（三重県伊賀市西高倉3310）の所有者の氏名・住所電話番号等連絡先について

#### イ 提供の相手先

三重県伊賀農林商工環境事務所長

#### ウ 審査会の意見

当敷地には、ポリ塩化ビフェニルを含む高圧コンデンサが保管されているところ、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下、「法」という。）では、所有者に対し、平成28年7月までに適正な処分を行うよう義務づけられているとともに、その保管等について各種の義務を負うことから、当敷地の所有者に対して早急な指導が必要である。このことから、請求された情報は、適正な法の執行を可能とし、それを通じて個人の生命、身体の保護のために提供されることが強く求められる情報である上、本人の同意を得ようとしても同意を得られそうな状況にないということから、公益上の必要その他相当の理由があると認められる。

### 2 審査会の処理経過

当該審査会の処理経過は、下記のとおりである。

#### 記

##### 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成23年3月15日	諮問書受理
平成23年4月 1日	所管課に理由説明を求む 審議 答申 (第1回審査会)